

=私たちの活動 4つの柱=  
\*制度化と指導員の身分保障  
\*専門性と仕事の確立  
\*父母と共に学童保育運動の発展  
\*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

## ニュース学童保育

2021. 11. 4.  
NO. 80  
全日本建設交運一般労働組合  
全国学童保育部会 発行  
編集：事務局

# 自治体の声より、国民の声を

## ネット署名、 2万筆を提出

11月4日、部会役員は厚生労働省交渉に臨みました。

### 厚労省「自治体が適切に判断して実施を」

なければならぬ、という例もある。正規指導員が複数必要であることは明らかだ。

その際に、この間取り組んできたネット署名2万56筆を厚労省に提出し、立嶋部会長は「コロナ禍で現れた大変な実態は、従来からの課題。多くの反響があったことを受け止めてほしい」と訴えました。

今回の交渉では、コロナ禍の感染防止のための緊急措置、基準や要綱の改定、児童福祉法7条への位置づけを、重点にできました。

事務局長は「少なくとも職員配置の基準は、従うべき基準に戻すべき。そこはどうか考えているか」と尋ねました。

## ネット署名をもう一回り

記事本文中にあるように、「学童保育所が悲鳴をあげています」のネット署名は、わずか1か月余りで2万筆を超える賛同を得ることができました。

私たちの訴えに、「そうだ、そうだ」と思う人がこれだけいるということ。

ただ、まだまだこの署名を伸ばす余地は残っています。

特に、建交労各都道府県本部の執行委員など、組織内での取り組みがまだ不十分です。父母会や連絡協議会など、身近なところにもまだ広げ切れていません。

今回の厚生労働省への提出は、第1次分です。

当面の目標として、2万5千筆の到達をめざして、もう一回り、がんばっていきましょう。

## 静岡分会、11月より愛知支部の所属へ

10月31日に開催された愛知支部定期大会で、静岡学童保育分会が愛知支部へ所属異動することが確認されました。

双方の組織で、1年かけて議論してきました。県、地域は異なりますが、建交労の組織の拡大、身分・労働条件の向上、学童保育制度の改善に、共にがんばっていきましょう。



オンラインで発言する静岡分会長の青島さん。

省令の基準の文章は変わっていない」と、ややかみ合わない回答でした。

変さは、各団体からも声をもらっているが、基準の専門部会で決めてきたことだ」という認識を示しました。

施設をめぐって山田副部会長は「学校の余裕教室では、ワンフロアで子どもを休ませるところもない。独立施設が必要だ」また、「コロナ禍で多くの組合員が、面積基準、定員の基準が低すぎるといふ声が一番多かった。基準、要綱の見直しが必要だ」と要求しました。

最後に「今の法律で地域の実情の事業では改善に至らない。どの地域に住んでいても、等しく実施するために、児福祉7条にすることの検討に入っしてほしい」と、訴えました。

(部会事務局長

田村一志)